政令第二百七十七号

自衛隊法施行令の一部を改正する政令

内閣は、自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第七十二条及び第七十五条の六の規定に基づき、この政令を制定する。

自衛隊法施行令（昭和二十九年政令第百七十九号）の一部を次のように改正する。

第九十一条第三項に次のただし書を加える。

ただし、招集に応ずべき予備自衛官（訓練招集に応ずべき予備自衛官を除く。）に異議がないときは、この限りでない。

第百二条の五第四項に次のただし書を加える。

ただし、招集に応ずべき即応予備自衛官（訓練招集に応ずべき即応予備自衛官を除く。）に異議がないときは、この限りでない。

附　則

この政令は、公布の日から施行する。

防衛大臣　中谷　元

内閣総理大臣　安倍　晋三

告示

○金融庁
財務省告示第五号

社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第四十四条第一項第十三号の規定に基づき、社債、株式等の振替に関する法律第四十四条第一項第十三号の規定に基づき口座管理機関を指定する件（平成十五年法務省告示第三号）の一部を次のように改正する。

平成二十八年八月三日

金融庁長官　森　信親
法務大臣　岩城　光英
財務大臣　麻生　太郎

「ユービーエス　セキュリティー　アメリカ合衆国　コネティカット州　スタンフォード市　ワシントン　ブールバード　六百七十七　ズ　エルエルシー」を「ユービーエス　セキュリティー　アメリカ合衆国　ニューヨーク州　ニューヨーク市　アブ・ザ・アメリカス　千二百八十五　ズ　エルエルシー　ベニュー・」に改め、シティ　デポジタリー　サービシズ　アイルランド　リミテッドの項の次に次のように加える。

ジェー・ピー・モルガン　セキュリティーズ　エルエルシー　アメリカ合衆国　ニューヨーク州　ニューヨーク市　マディソン　アヴェニュー　三百八十三

○金融庁
農林水産省告示第六号

中小漁業融資保証法（昭和二十七年法律第三百四十六号）第五条ただし書の規定に基づき、二以上の都道府県の区域を包括した区域をその区域とする漁業信用基金協会及び当該区域を次のとおり指定する。

平成二十八年八月三日

金融庁長官　森　信親
農林水産大臣　森山　裕

漁業信用基金協会	二以上の都道府県の区域を包括した区域
合併後存続する漁業信用基金協会（以下「協会」という。）又は合併によって成立する協会	当該合併を行う協会の各区域を包括した区域
	全国一円

次に掲げる者のみをその会員とする協会

一　大中型まき網漁業等（漁業法第五十二条第一項の指定漁業を定める政令（昭和三十八年政令第六号）第一項第四号に掲げる大中型まき網漁業、同項第八号に掲げる遠洋かつお・まぐろ漁業又は同項第九号に掲げる近海かつお・まぐろ漁業（総トン数十トン以上二十トン未満の動力漁船によるものを除く。）をいう。第三号において同じ。）を営む者

二　前号に掲げる者を構成員の全部又は一部とする漁業協同組合

三　大中型まき網漁業等を営む漁業協同組合若しくは漁業生産組合又は前号に掲げる者を構成員の全部又は一部とする漁業協同組合連合会

四　中小漁業融資保証法施行令（昭和二十八年政令第十六号）第三条各号に掲げる団体であって、前三号に掲げる者が主たる構成員又は出資者となっているもの

五　地方公共団体

六　金融機関

附　則

1　この告示は、公布の日から施行する。

2　昭和二十八年十二月七日大蔵省農林省告示第四号（中小漁業融資保証法第五条但書の規定により指定する件）及び昭和三十年十月二十五日大蔵省農林省告示第三号（中小漁業融資保証法第五条ただし書の規定により指定する件）は、廃止する。

○農林水産省
国土交通省告示第十八号

山村振興法（昭和四十年法律第六十四号）第八条第十一項の規定に基づき、産業振興施策促進事項について次のとおり同意したので、同条第十三項の規定に基づき公示する。

平成二十八年八月三日

総務大臣　山本　早苗
農林水産大臣　森山　裕
国土交通大臣　石井　啓一

産業振興施策促進区域	産業振興施策促進事項を記載しようとする山村振興計画の作成主体の名称	産業振興施策促進事項について同意した日
鳥取県八頭町の区域の一部（旧上私都村、旧大伊村、旧丹比村及び旧八東村）	八頭町	平成二十八年三月八日
愛知県豊田市の区域の一部（旧藤岡村、旧小原村、旧阿摺村、旧賀茂村、旧盛岡村、旧下山村、旧旭村、旧三濃村及び旧稲武町）	豊田市	平成二十八年四月一日

○国土交通省告示第九百十七号

建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第百二十九条の十二第一項第六号並びに第百三十七条の二第一号イ(3)及びロ(3)並びに第二号イの規定に基づき、地震その他の震動によってエスカレーターが脱落するおそれがない構造方法を定める件及び建築物の倒壊及び崩落、屋根ふき材、特定天井、外装材及び屋外に面する帳壁の脱落並びにエレベーターの籠の落下及びエスカレーターの脱落のおそれがない建築物の構造方法に関する基準並びに建築物の基礎の補強に関する基準を定める件の一部を次のように改正する。

平成二十八年八月三日

国土交通大臣　石井　啓一